

市営住宅

俵積田団地の 建て替えが始まる



間取り：3LDK
建設戸数：8戸
(1階4戸、2階4戸)

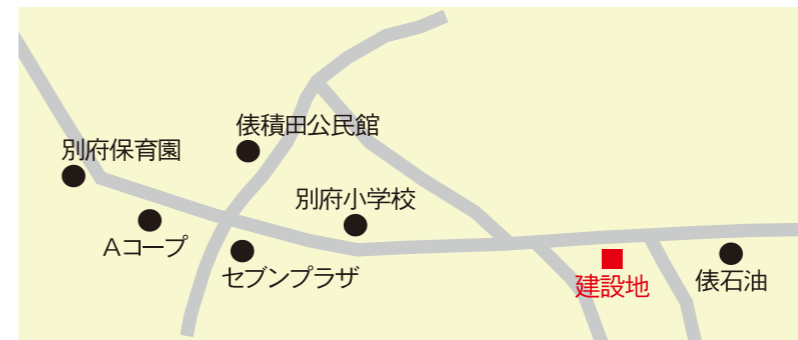
市営住宅俵積田団地の建て替え工事が、10月22日に着工しました。完成は平成26年3月下旬の予定です。この住宅への入居開始を平成26年4月上旬に予定しています。

■募集期間や要項等については、本紙1月号でお知らせします。

■申込み資格について

原則として次の条件を備えていなければ申込みできません。

- ・現在住宅に困っていることが明らかかな方。(持ち家及び賃貸家を所有していない方)
- ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身での申し込みは条件がありません)
- ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること
- ・市税等を滞納していない方
- ・申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない方



■問合せ 建設課建築係 TEL 721111(内線326)

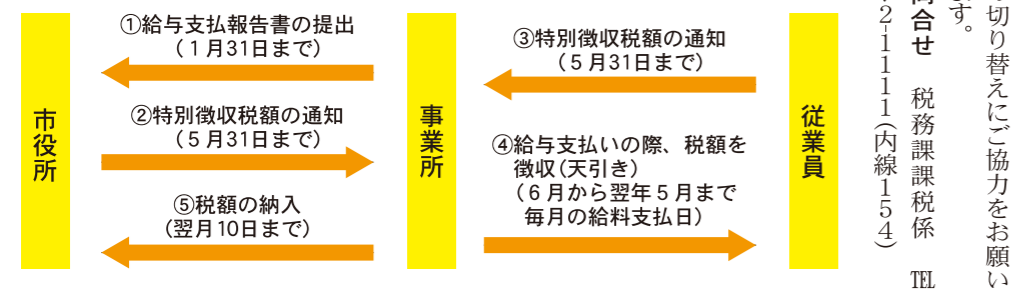
市税

個人住民税の特別徴収にご協力ください 特別徴収義務者の 一斉指定が始まります

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員本人に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(市県民税)を徴収(天引き)し、納入していただく制度です。地方税法及び市の条例では、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は、給与支払報告書に基づいて市で行い、従業員ごとの住民税を市から通知します。また、自分で市役所や金融機関に住民税を納めに行く手間がなくなり、従業員の方にとっても大変便利です。平成26年度から、南薩地域振興局管内の事業所(従業員5人以上の一斉指定が始まりますので、ご理解とご協力をお願いします。従業員4人以下の事業所についても、特別徴

●特別徴収の納税のしくみ



市税は、市が提供する市民サービスの貴重な財源であり、市民の皆さんに公平に負担していただいています。

市税には納める期限が定められており、納期限を過ぎても納付されないと、公平な税負担が保てなくなります。そこで、市では公平な税負担の確保のため、滞納処分(差押え等)を強化しています。

■納期限を過ぎると

納期限を過ぎた場合は、本来の税額のほかに、法律で定められた延滞金も納めなければなりません。延滞金は、納期限の翌日から計算され、原則減免はありません。

■督促状の発送

納期限までに税金を納めない場合には、納期限から20日以内に「督促状」を発送します。督促状を発送した場合は、本来の税額、延滞金のほかに

市税

滞納処分を強化中 市税の納め忘れに ご注意ください

督促手数料を納めていただきます。

■催告書の発送

督促状を発送しても納付しない場合には、催告書を発送して、納入の催告を行います。この催告は、指定された日までに納付しなければ、所有財産の差押えなどの滞納に関する処分を実施するという予告です。

■財産調査

勤務先、取引先、銀行、生命保険会社などに対して、所有している財産の調査を法律に基づき行います。滞納者に通知することなく、了解を得ずに行い、調査による滞納者の不利益についての責任は一切負いません。また、税務調査には個人情報保護法も適用されません。

■差押え

財産調査で明らかになった

市役所の人事異動

異動 (11月1日付)

一般職

再任用職

新任	氏名	旧任
市民生活課(市民係)	茅野寿満子	文化課

■問合せ 税務課管理収納係 TEL 721111(内線155) 0・152・153

■換価(現金化)・取り立て

差押えた土地・建物などの不動産、家財や自動車などの動産などは「公売」により、預貯金や給与などは取り立てにより、差押えた財産を換価(現金化)して、滞納している税金に充てる手続きを行います。

1/19 (日) 枕崎市長選挙

【投票時間】午前7時～午後6時
※道野、真茅、下山、金山、木口屋、田布川の投票所は午後5時まで

■期間 1月13日(月)～18日(土)
■時間 午前8時30分～午後8時
■場所 市役所北別館会議室

■問合せ 枕崎市明るい選挙推進協議会 枕崎市選挙管理委員会 TEL 72-1111 (内線310)

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなど予定がある方は…
期日前投票をご利用ください

